

潮来市若年世帯定住促進助成金事業のご案内

潮来市では、定住人口の増加及び地域の活性化並びに住環境の改善を図ることを目的として、本市において住宅を取得し、定住する若年夫婦または若年者が親である子育て世帯に対し、若年世帯定住促進助成金を交付します。
(事業期間:平成30年度から令和2年度までの3年間の予定)

【助成対象者】

【若年夫婦】
本人またはその配偶者が46歳未満の夫婦




【子育て世帯】
高校生相当以下の子を持つ若年者(46歳未満)の世帯



【助成要件】

新築住宅 建売住宅 築20年以内の中古住宅



平成30年4月1日以降に取得

住宅を取得後に継続して10年以上居住

購入費500万円以上が対象

※他にも助成要件があります。(裏面の申請確認用フロー図で確認してください)


【助成金額】

基本額	5万円～20万円 宅地及び住宅の取得費用の100分の1に相当する額を助成します。(上限20万円)
加算額	転入者 20万円加算 転入者とは、本市に1度も住民登録していない方、または以前本市に在住し2年以上転出していた方が、住宅の取得を機に本市へ転入する場合をいいます。 ※ただし、転入者加算額の交付には世帯全員が転入者であることが条件となります。
	子育て世帯 5万円×子の人数分加算 高校生相当以下の子が世帯に属する場合。
	三世帯世帯 5万円加算 高校生相当以下の子が世帯に属し、かつ親と同居している場合。 ※同居とは、世帯全員が同一住宅に住んでいること、または世帯全員が同一敷地に住んでおり、住民票で世帯全員が同一地番であることをいいます。
転入者特典	10万円上限×3年分 住宅を取得してから課される1年目から3年目までの家屋の固定資産税の相当額の1/2を助成します。 ※基本額(加算額を含む)の交付申請とは別の申請となります。

【助成金額計算のモデルケース】

※当助成金は、所得税の課税の対象となります。

○(例1)夫婦、子ども2人、両親で市外から転入し、新築住宅(購入費2千万円)を購入した場合



$$\text{基本額 } 20 \text{ 万円} + \text{転入者 } 20 \text{ 万円} + 5 \text{ 万円} \times \text{子 } 2 \text{ 人} = 10 \text{ 万円} + \text{三世帯世帯 } 5 \text{ 万円}$$

$$= \text{合計 } 55 \text{ 万円}$$

更に取得した家屋の固定資産税の相当額の1/2(上限10万円)を3年分助成します。

$$1 \text{ 年目 } 10 \text{ 万円} + 2 \text{ 年目 } 10 \text{ 万円} + 3 \text{ 年目 } 10 \text{ 万円} = \text{最大 } 30 \text{ 万円}$$

最大 85 万円

※家屋の固定資産税額は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額を基に計算されます。

○(例2)本市に在住している夫婦、子ども2人で新築住宅(購入費2千万円)を購入した場合



$$\text{基本額 } 20 \text{ 万円} + 5 \text{ 万円} \times \text{子 } 2 \text{ 人} = 10 \text{ 万円} = \text{合計 } 30 \text{ 万円}$$

○(例3)以前、本市に住民登録をしており、2年以上市外に転出していた方が、本市で新築住宅(購入費2千万円)を購入した場合



$$\text{基本額 } 20 \text{ 万円} + \text{転入者 } 20 \text{ 万円} = \text{合計 } 40 \text{ 万円}$$

更に取得した家屋の固定資産税の相当額の1/2(上限10万円)を3年分助成します。

$$1 \text{ 年目 } 10 \text{ 万円} + 2 \text{ 年目 } 10 \text{ 万円} + 3 \text{ 年目 } 10 \text{ 万円} = \text{最大 } 30 \text{ 万円}$$

※家屋の固定資産税額は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額を基に計算されます。

【令和2年度申請受付期間】 令和2年4月20日(月)～令和2年11月30日(月)まで
ただし、予算に達し次第、受付終了となります。

【お問い合わせ先・申請先】 潮来市役所 都市建設課 TEL0299-63-1111(内線346)

◎申請するためには次のすべての要件を満たすことが必要です。申請に際してはフロー図で確認してください。

【潮来市若年世帯定住促進助成金申請確認用フロー図】

問1. 申請者の方の世帯は、住宅(宅地も含む)の取得に係る登記原因日(平成30年4月1日以降に限る。ただし、建売住宅の場合は、表題部における登記の日付)の時点で次のいずれかに該当していますか。

- 若年世帯…本人またはその配偶者が若年者(46歳未満)である夫婦。
- 子育て世帯…高校生相当以下の子を持つ若年者(46歳未満)の世帯。
※高校生相当以下の子…子の年齢が18歳以下。ただし18歳の誕生日以後の最初の3月31日までに限ります。
※若年夫婦の場合は、夫婦両名で申請が必要になります。

はい いいえ → 申請出来ません。

問2へ

問2. 取得した住宅(宅地も含む)は購入費500万円以上で、申請者の名義で所有権の保存又は移転の登記を完了しており、登記原因日(ただし、建売住宅の場合は、表題部における登記の日付)は平成30年4月1日以降になっていますか。

※共有名義の場合は申請者及びその世帯全員の持分が合計で1/2以上であるものに限ります。

はい いいえ → 申請出来ません。

問3へ

問3. 取得した住宅は次の全ての要件を満たしていますか。

- (1) 玄関・台所・便所及び浴室を備え独立した生活を営むことができる住宅で、居住用部分の延べ床面積が60㎡以上のもの(併用住宅の場合は、延べ床面積の1/2以上を居住用に供するもの)
- (2) 申請者の発注による新築住宅または建売住宅及び建築後20年以内の中古住宅の購入
- (3) 建築基準法及び都市計画法の規定に適合していること
- (4) 以前に潮来市東北地方太平洋沖地震に係る住宅復興資金利子補給金、潮来市木造住宅耐震改修補助金及び本件助成金の交付を受けていないこと

はい いいえ → 申請出来ません。

問4へ

問4. 取得した住宅に住民登録が完了し、今後10年以上継続的に住居しますか。

はい いいえ → 住民登録を行ってください。住民登録完了後→問5へ

問5へ

問5. 同一世帯に市税等の未納はありませんか。

はい いいえ → 市税等の納入をお願いします。完納後は申請出来ます。

申請出来ます。申請書類に必要書類を添付のうえ、潮来市役所都市建設課まで提出してください。

【必要書類】

[チェック欄]

- (1) 潮来市若年世帯定住促進助成金交付申請書
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- (4) 建築確認済証の写し
- (5) 建築基準法による検査済証の写し
- (6) 開発行為の検査済証の写し
- (7) 居住用面積を確認できる書類の写し(併用住宅の場合)
- (8) 世帯全員の転入者であることを証明する書類(転入者の場合) ※住民票の除票等
- (9) 住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- (10) 宅地の売買契約書の写し(宅地を購入した場合)
- (11) 土地登記簿の全部事項証明書の写し(宅地を購入した場合)
- (12) 建物現況写真
- (13) 現地案内図
- (14) 同一地番内の世帯全員の完納証明書
- (15) その他市長が必要と認める書類

※(4),(5),(6)については、手続きが不要である場合は、提出は必要ありません。

助成対象者の要件である「10年以上の居住」を満たさなくなった場合は、報告書を提出していただきます。
年数に応じて助成金の返還を請求させていただきます。

【令和2年度申請受付期間】 令和2年4月20日(月)～令和2年11月30日(月)まで
ただし、予算に達し次第、受付終了となります。
【お問い合わせ先・申請先】 潮来市役所 都市建設課 TEL0299-63-1111(内線346)